

## 呉市地域公共交通協議会分科会設置規程の一部改正について

### 1 改正の目的

呉市地域公共交通協議会（以下、「協議会」という。）規約第9条第1項に基づき、同協議会内に新たな分科会として、「交通戦略会議」（以下、「戦略会議」という。）を設置するため。

### 2 戦略会議の役割

- (1) 呉市地域公共交通計画の進捗管理
- (2)-1 呉市生活バス・空港アクセスの管理体制の整備
- (2)-2 呉市生活バスと民間路線バス等との調整
- (2)-3 鉄道と陸上交通及び海上交通との連携強化
- (3) 地域の交通に関する諸課題の共有・改善策検討
- (4) 呉駅を核とした交通ネットワークの検討

### 3 戦略会議の委員（案）

所属	役職	氏名	協議会委員
名古屋大学大学院	環境学研究科教授	加藤 博和	○
呉工業高等専門学校	環境都市工学分野教授	神田 佑亮	○
広島県バス協会	専務理事	赤木 康秀	○
広島県タクシー協会	呉支部長	火岡 純也	○
西日本旅客鉄道㈱ 中国統括本部広島支社	課長（地域交通）	山口 晃弘	○
広島電鉄㈱	執行役員 交通政策本部本部長	山根 辰夫	○
JRバス中国㈱	運輸部運輸課主席 生活交通活性化推進室長	渡瀬 千博	
瀬戸内産交㈱	代表取締役	土井 昇	○
国土交通省中国運輸局 広島運輸支局	首席運輸企画専門官	蔦 真	○
広島県	地域政策局 公共交通政策課長	水本 全彦	○
呉市	都市部長	荻野 晋	○

[順不同・敬称略]

※代理出席も可能とします。

※呉市地域公共交通協議会分科会設置規程第5条第3項の規定に基づき、議題の内容に応じて、委員以外の者に資料を提出させ、又は当該者に会議への出席を依頼し、助言等を求めることとします。

#### 4 分科会設置規程の新旧対照表

改正前	改正後																		
呉市地域公共交通協議会分科会 設置規程	呉市地域公共交通協議会分科会 設置規程																		
別表（第3条関係）	別表（第3条関係）																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">分科会名</th> <th>協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	分科会名	協議事項	略		略		略		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">分科会名</th> <th>協議事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通戦略会議</td> <td>           次の項目に関すること            (1) 呉市地域公共交通計画の進捗管理            (2) 呉市生活バス・空港アクセスの管理体制の整備及び民間路線バス等との調整並びに鉄道との連携強化            (3) 地域の交通に関する諸課題の共有・改善策検討            (4) 呉駅を核とした交通ネットワークの検討         </td> </tr> </tbody> </table>	分科会名	協議事項	略		略		略		交通戦略会議	次の項目に関すること (1) 呉市地域公共交通計画の進捗管理 (2) 呉市生活バス・空港アクセスの管理体制の整備及び民間路線バス等との調整並びに鉄道との連携強化 (3) 地域の交通に関する諸課題の共有・改善策検討 (4) 呉駅を核とした交通ネットワークの検討
分科会名	協議事項																		
略																			
略																			
略																			
分科会名	協議事項																		
略																			
略																			
略																			
交通戦略会議	次の項目に関すること (1) 呉市地域公共交通計画の進捗管理 (2) 呉市生活バス・空港アクセスの管理体制の整備及び民間路線バス等との調整並びに鉄道との連携強化 (3) 地域の交通に関する諸課題の共有・改善策検討 (4) 呉駅を核とした交通ネットワークの検討																		

## 呉市地域公共交通協議会分科会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、呉市地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、呉市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 分科会は、規約第2条各号に掲げる事項についての専門的な協議又は調整、及び道路運送法第9条第4項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）に関する協議を行うものとする。

(組織)

第3条 分科会の名称及び協議事項は、別表のとおりとする。

2 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、規約第3条の委員の中から協議会の会長が指名する者及びその他協議会が必要と認めた者とする。

3 前項の規定にかかわらず、協議運賃に関する協議を行う分科会の委員は、道路運送法第9条第4項の各号に掲げる者のうちから会長が指名する者とする。

(分科会長)

第4条 分科会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。ただし、協議運賃に関する協議を行う分科会の委員長は、前条第3項の規定により道路運送法第9条第4項第1号に掲げる者として会長が指名した者をもって充てる。

3 委員長は、分科会を代表し、会を掌握する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指定する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員（代理人を含む。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認められるときは、委員以外の者から資料を提出させ、又は当該者に会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

(報酬及び費用弁償)

第7条 分科会の委員の報酬及び費用弁償は規約第11条の規定による。ただし、協議会と同日開催の場合は、これを支給しないものとする。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、協議会事務局が行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規程は、平成25年2月22日から実施する。

付 則

この規程は、令和5年3月29日から実施する。

付 則

この規程は、令和6年2月15日から実施する。

付 則

この規程は、令和7年5月 日から実施する。

別表（第3条関係）

分科会名	協議事項
呉広島空港線運行実行委員会	バス路線「呉広島空港線」の運行計画の検討，運行事業者への支援及び広報活動等に関する事
呉市地域公共交通計画検討委員会	呉市地域公共交通計画（仮称）の基本理念及び基本方針，実施事業等に関する事
運賃協議委員会	協議運賃に関する事
交通戦略会議	次の項目に関する事 (1) 呉市地域公共交通計画の進捗管理 (2) 呉市生活バス・空港アクセスの管理体制の整備及び民間路線バス等との調整並びに鉄道との連携強化 (3) 地域の交通に関する諸課題の共有・改善策検討 (4) 呉駅を核とした交通ネットワークの検討